

核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、被爆者の悲願であった核兵器禁止条約が、国連加盟国のほぼ 3 分の 2 となる 122 の国・地域の賛成を得て採択され、昨年 10 月 24 日に批准した国が 50 カ国に達したことを受け、本年 1 月 22 日に発効を迎えた。

本市議会は、平成 30 年 3 月に本条約への署名と批准を求める意見書を日本政府へ提出しており、本年 3 月には庄原市平和推進条例を制定した。条例では「尊い犠牲と引き換えに得た歴史的教訓を継承していくことが責務であることを確認し、世界最初の被爆県の都市の市民として 8 月 6 日を決して忘れることなく、誰ひとりとして平和な日常を脅かされることのない社会の実現に努めることを決意し、平和推進条例を制定する。」としている。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながるものである。

現在、日本政府は、世界の核兵器保有国と本条約賛成国との橋渡しの役割を果たすとして、本条約について、署名も批准もしていない。しかし、今こそ、日本政府は本条約の実効性を高めるための役割を自ら担うべきである。

よって、下記について改めて強く求める。

記

1. 日本政府は早期に核兵器禁止条約への署名・批准をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 20 日

広島県庄原市議会

(提出先)内閣総理大臣/外務大臣/衆議院議長/参議院議長